

令和3年 第3回臨時会

浪江町議会会議録

令和3年8月11日 開会

令和3年8月11日 閉会

浪江町議会

令和3年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（8月11日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第82号から議案第88号の一括上程、説明	6
議案第82号の質疑、討論、採決	14
議案第83号の質疑、討論、採決	15
議案第84号の質疑、討論、採決	15
議案第85号の質疑、討論、採決	17
議案第86号の質疑、討論、採決	19
議案第87号の質疑、討論、採決	19
議案第88号の質疑、討論、採決	22
閉会の宣告	24

浪江町告示第 8 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 3 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 2 日

浪江町長 吉 田 数 博

- 1 日 時 令和 3 年 8 月 1 1 日（水） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）工事請負契約の締結について（幾世橋地区公共施設新築工事（建築））
 - （2）工事請負契約の締結について（苅野地区公共施設新築工事（建築））
 - （3）工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事 その 3）
 - （4）工事請負契約の締結について（運動公園グラウンド整備工事）
 - （5）工事請負契約の締結について（運動公園照明整備工事）
 - （6）工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事）
 - （7）工事請負契約の変更について（浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

不応招議員（なし）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第3回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年8月11日（水曜日）午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第82号 | 工事請負契約の締結について（幾世橋地区公共施設新築工事（建築）） |
| 日程第 4 | 議案第83号 | 工事請負契約の締結について（苅野地区公共施設新築工事（建築）） |
| 日程第 5 | 議案第84号 | 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事 その3） |
| 日程第 6 | 議案第85号 | 工事請負契約の締結について（運動公園グラウンド整備工事） |
| 日程第 7 | 議案第86号 | 工事請負契約の締結について（運動公園照明整備工事） |
| 日程第 8 | 議案第87号 | 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事） |
| 日程第 9 | 議案第88号 | 工事請負契約の変更について（浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事） |

出席議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
8番	佐々木茂君	9番	山本幸一郎君
10番	高野武君	11番	渡邊泰彦君
12番	松田孝司君	13番	平本佳司君
14番	佐々木勇治君	15番	山崎博文君
16番	紺野榮重君		

欠席議員（1名）

7番 紺野則夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	副	町	長
吉田	数博君	佐藤	藤良樹君	
副	町	教	育	長
小林	弘典君	笠井	淳一君	
総務課	長	企画財政課	長	
横山	秀樹君	西	健一君	
産業振興課	長	農林水産課長兼		
清水	中君	農業委員会事務局	長	
兼		金山	信一君	
教育委員会事務局				
兼				
浪江町中央公民館長				
兼				
浪江町津島公民館長				
兼				
浪江町図書館長				
兼				
蒲原文	崇君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局	長	次長	兼	係	長
吉田	厚志君		中	野	夕華子君
書記					
鎌田	典太郎君				

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和3年第3回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。黙禱。

[黙禱]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、8番、佐々木茂君、10番、高野武君、11番、渡邊泰彦君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りに決定しました。

◎議案第82号から議案第88号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。日程第3、議案第82号 工事請負契約の締結について（幾世橋地区公共施設新築工事（建築））から日程第9、議案第88号 工事請負契約の変更について（浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事）までを一括議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第82号から日程第9、議案第88号までを一括議題とします。

日程第3、議案第82号 工事請負契約の締結について（幾世橋地区公共施設新築工事（建築））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

議案第82号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、幾世橋地区公共施設新築工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社佐藤商事建設、代表取締役、佐藤浩宗と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧ください。

1、契約の目的、幾世橋地区公共施設新築工事（建築）。

2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋字植ノ畑地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億6,500万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,500万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西20番地。株式会社佐藤商事建設、代表取締役、佐藤浩宗。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなります。

次に、議案資料1をご覧ください。

1枚目は、施設等の配置図でございまして、旧幾世橋小学校のグラウンドに整備を行うものであります。赤枠で囲んだ部分が全体の敷地でございまして、防災コミュニティセンター、消防車庫のほか、進入路、駐車場を含めた外構の整備を行うものであります。

右下の表をご覧ください。

工事概要ですが、防災コミュニティセンターにつきましては、木造1階建て、326.61平方メートル。主なものとしましては、集会室が2室、和室、備蓄倉庫等として、平時は住民の集会施設等として使用しますが、約100名の収容を見込んでおり、災害時には避難所としても活用することになります。

次に、消防車庫は木造1階建て、63.34平方メートルで、進入路、駐車場等の外構を含めた敷地全体の整備面積は2,999.51平方メートルとなります。

このほか、2枚目は防災コミュニティセンターの平面図、3枚目は立面図、4枚目は消防車庫の立面図、平面図になります。

なお、議案資料2としまして、入札の執行結果表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第83号 工事請負契約の締結について（苧野地区公共施設新築工事（建築））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第83号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、苧野地区公共施設新築工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社ニーズ浪江支店、支店長、三浦鉄男と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧ください。

1、契約の目的、苧野地区公共施設新築工事（建築）。

2、施工箇所、浪江町大字苧宿字鹿畑地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億6,060万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,460万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田4番地1。株式会社ニーズ浪江支店、支店長、三浦鉄男。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなります。

続きまして、議案資料1をご覧ください。

1枚目は施設等の平面図でございまして、旧荻野小学校の体育館跡地に整備を行うものであります。赤枠で囲んだ部分が全体の敷地面積でして、防災コミュニティセンター、消防車庫のほか、駐車場を含めた外構の整備を行うものであります。

左下の表をご覧ください。

工事概要ですが、防災コミュニティセンターは木造1階建て、325.99平方メートル。主なものとしましては、集会室が2室、和室、備蓄倉庫等でして、平時は住民の集会施設等として使用しますが、災害時には避難所、こちらのほうも約100名の収容を見込んでおります、としても活用することになります。

次に、消防車庫は木造1階建て、63.34平方メートルで、駐車場等の外構を含めた敷地全体の整備面積は2,931.26平方メートルとなります。

そのほか、2枚目は防災コミュニティセンターの平面図、3枚目は立面図、4枚目は消防車庫の立面図、平面図になります。

なお、議案資料2としまして、入札の執行結果表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第84号 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事 その3）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第84号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江町木材製品生産拠点施設外構工事 その3について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、浪江町木材製品生産拠点施設外構工事 その3。
- 2、施工箇所、浪江町棚塩字赤坂地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、2億3,760万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,160万円。
- 5、契約の相手方、浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1。株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月18日まで。

次に、資料1をご覧いただきたいと思います。

これは平面図になりますが、棚塩産業団地の2街区におきまして、木材製品生産拠点施設の製材等のある敷地の外構工事を行うものです。

資料右上の四角枠の中の記載事項が主な工事概要でございます。オレンジ色がアスファルト舗装、グレーがコンクリート舗装、緑色が植栽。敷地外枠、外周の赤枠線がフェンス、そのほかに排水溝設備工事を行うものです。

資料2は、入札結果でございますのでご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第85号 工事請負契約の締結について（運動公園グラウンド整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第85号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、運動公園グラウンド整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、運動公園グラウンド整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂矢沢町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、2億8,050万円、うち取引に係る消費税及び地方

消費税の額2,550万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1。株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなっております。

次に、議案資料1をご覧ください。

本工事で整備するのは、図面で赤枠で囲っている箇所となっております。

続いて、議案資料2をご覧ください。

工事の内容につきましては、右の表に掲載しております。主なものは、グラウンドについてはクレー舗装施工となりまして、施工面積は1万4,273.9平方メートルでございます。

また、グラウンド周り、図面のほうでは下側、右側、上側、方角でいいますと、西、南、東側となりますが、この3方向につきましては道路と敷地の境界に高さ1.2メートルのネットフェンスを回すこととなります。

また、グラウンド周りにナンバー表記で1から52まで番号が表記されておると思いますが、これが防球ネットの支柱となります。防球ネットの高さは13メートルのものが100.5メートル、10メートルのものが368.4メートルとなり、こちらはグラウンドの4方向、四方を施工するということとなります。

それから、ネットフェンスとこの防球ネットの間になりますが、図面ではグラウンド周りを青色で表示されている箇所がございますが、これがランニングコースとなり、ゴムチップ舗装となります。

資料の右側に断面図がございますが、町道側からメッシュフェンスがあり、1.5メートル幅のランニングコース、そしてグラウンド側に防球ネットというような形になってございます。

そのほかには、北西、図面でいうと左下、それから東南、図面では右上の2か所にバックネット、また北側、図面の左側になりますが、こちらには旗掲揚ポールや時計等を整備いたします。

資料3をご覧ください。

グラウンドの暗渠排水溝についてでございますが、グラウンド内には口径100ミリメートルの排水管をグラウンドの真ん中を頂点に南側、北側に勾配をつけて施工をいたします。北側、南側には150ミリの排水管を、また、排水先の側溝までは300ミリメートルの暗渠排水管を埋設することとなっております。

資料4につきましては、入札の執行結果表になってございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第86号 工事請負契約の締結について（運動公園照明整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第86号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、運動公園照明整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、運動公園照明整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億1,220万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,020万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地。有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとさせていただきます。

次に、議案資料1をご覧ください。

運動公園側については、図面で赤枠で囲っている中に黄色い丸が8つございますが、この箇所にLED投光器8台を整備するものでございます。8か所掛ける投光器8台でありますので、全体で64台の投光器の設置となります。

また、音響用設備としてスピーカーの設置を行うこととさせていただきます。

続いて、議案資料2をご覧ください。

まちづくり支援施設や介護関連施設、アスレチック施設などの地域公共施設側の駐車場や外構の照明工事でございます。

南側に整備する照明の概要がございしますが、（A）のT字型のLEDポールライトが図面内にAと表記されている箇所へ設置となりますが、全部で7か所とさせていただきます。（B）のL字型のLEDポールライトが同じく6か所、（C）のLEDガーデンライトが6か所、（D）のLEDスポットライトが1か所の整備とさせていただきます。

ざいます。

議案資料3につきましては、入札の執行結果表になってございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第87号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第87号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江にじいろこども園増築工事について、浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式選定委員会において選定事業所として決定した大和リース株式会社福島支店、支店長、半澤実と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江にじいろこども園増築工事。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、1億4,850万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,350万円。

5、契約の相手方、福島県郡山市大槻町字牛道5番地3。大和リース株式会社福島支店、支店長、半澤実。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月11日までとなっております。

今回の業者選定に当たりましては、来年度からの園児受入れ体制を整備するため年度内に施設の整備を終えなくてはならず、施工性が求められること。また、既存園舎にて保育を行いながら近接地での増築工事となることから、安全性、静音性、防じん性なども求められることから、これらに対応すべく業者からの提案を受けるプロポーザル・デザインビルド方式での業者選定を行ったところでございます。

資料1につきましては、提案があった施設の外観パース図、提案平面図、提案配置図となっております。配置については、保育環境に配慮し、採光性があり、かつ安全性が高い場所として既存施設

と垂直に配置する提案を受けたところでございます。

また、平面につきましては、園児たちがトイレを使いやすいよう、教室の間にトイレを設けるなど、幼児教育の目線に立った提案を受けたところでございます。この図面はあくまでも提案図でありますので、今後はこの図面をベースとしながら、保育教諭の先生方と意見交換を踏まえ、よりよい施設となるよう詳細な検討をし、整備を進めてまいりたいと思います。

資料2をご覧ください。

浪江にじいろこども園増築工事の事業選定についての概要の資料となっております。先ほどもご説明しましたが、今回は公募型プロポーザル・デザインビルド方式にて業者選定を行いました。

本事業の概要については、実施設計、建設工事、施工監理業務の設計施工一括方式となっております。

選定の経過でございますが、2段階審査方式により実施をいたしました。

第1次審査では、第1段階として資格要件、基本的事項、建設費など、提案が基準を満たしているかの審査を行い、第2次段階としては、技術提案書にて提案内容の優劣を審査したところでございます。

第2次審査では、業者のプレゼンテーション及びヒアリング審査として技術提案の内容についてヒアリングを行ったところでございます。

審査に当たりましては、浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式選定委員会を組織し、審査を行ったところでございます。

スケジュールにつきましては、7月1日に公表し、7月26日まで提案書の受付、その後7月29日に1次審査、8月2日に2次審査を行ったところでございます。

本案件について提案を提出した事業者は1社でありました。

裏面をご覧ください。

審査結果でございますが、164点中114.69点となっております。審査員9名それぞれに審査したものの平均値となっていることから小数点がございます。

配点につきましては、1次審査が124点、2次審査が40点、合計で164点となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第88号 工事請負契約の変更について（浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事）を議題とし

ます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第88号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和3年9月15日ですが、延長し、令和3年10月15日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字町田地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、31億9,000万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2億9,000万円。

5、契約の相手方、東京都千代田区外神田4丁目7番2号。株式会社サタケ、代表取締役社長、松本和久。

6、工期、変更前、令和2年10月19日から令和3年9月15日。変更後、令和2年10月19日から令和3年10月15日です。

次に、議案第88号資料をご覧ください。

変更の理由でございます。

変更内容といたしまして、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震による工程への影響及び強風に対する安全確保のため、作業中断が度々発生したことから、不測の日数を要することとなったため、工期を9月15日から10月15日に1か月延長するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、常任委員会開催のため、10時30分まで休議します。

（午前 9時28分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時30分）

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第82号 工事請負契約の締結について（幾世橋地区公共施設新築工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第82号 工事請負契約の締結について（幾世橋地区
公共施設新築工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第83号 工事請負契約の締結
について（苧野地区公共施設新築工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第83号 工事請負契約の締結について（苧野地区公
共施設新築工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第84号 工事請負契約の締結
について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事 その3）を議題
とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） フェンスが高さが1.8メートル、長さが728メー

トルというふうなことでありますけれども、これは騒音に対する効果はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 現在、このフェンスにおきましては騒音、防音の効果はございません。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番。

現在、試運転の状況の中かと思っておりますけれども、騒音、体に響くそういうふうな問題、それから黒い煙の発生というふうなことで喉の痛み等があるというふうな苦情があるようですが、そのような場合は地域等の話し合いは設けられるべきだというふうに思います。苦情というふうなのは町と地域者だけでは解決できない、経営者を交えた協議にするべきだと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

やはり、当初の木材製品製造拠点試運転におきまして、多少煙が出た、音がうるさかったという苦情については把握しておりまして、やはり今後三者で町、企業、そして住民の方との協議を行っていく準備に入っておりますけれども、さらに騒音、防音についても多少の増額になることも考えながら、この対応も必要になってくる部分は最小限であり得ると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 町で誘致した企業でありますので、特に公害がないようにしていかなくてはならないというふうに思います。地元との話し合い、必要というふうに思います。そのような場合には、地元とそれから企業、役場と、そういうふうな話し合いを設けていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第84号 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事 その3）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第85号 工事請負契約の締結について（運動公園グラウンド整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、山本幸一郎君。

- 9番（山本幸一郎君） このグラウンドができれば、浪江町にすごいのできるのかなと。町の一つの目玉になるのかなと思われま

す。そこでお伺いします。これは出来上がれば使用料は取るのか。誰がどのように管理されるのか。また、これの年間のランニングコストはどのぐらいかかるか、お伺いします。

- 議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

- 教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えします。

使用料については、震災前と同様にグラウンド使用料ということで徴取を考えているところでございます。

管理につきましては、教育委員会の、今のところは生涯学習係、こちらが運動施設の管理部門になってございます。そちらのほうで管理をしていくということを考えてございます。

管理料につきましては、今現在試算中でございますが、ナイターの使用頻度、そういったものでも主に変わってくるのかなと思っております。一般的には環境整備にかかる費用、それからナイターを使っていた際の電気使用料、そういったものがかかってくるというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（佐々木恵寿君） 9番、山本幸一郎君。

- 9番（山本幸一郎君） このような、私から言うと立派な施設というか、近代的な施設だと思うんですが、やはり周りからすぐ出入りできるようなことになると、なかなか事故等が起きて、何かこう管理していかないと町の責任になるのかなと思われま

す。それで、そのような、私の質問で今こう言いましたけれども、管理は教育委員会でやるのは分かっていたんですが、そのような管理をするのかどうかを、ちょっと質問が悪かったですけれどもそういうような質問でありました。

また、先ほどの年間のコストは電気料金を聞いたわけではなくて、

このようなゴムチップの舗装というのは、何年かたつと劣化、それなりの管理をしていかないと駄目だと。前の創成小・中学校のグラウンドもそうだったと思うんですが、後々管理が必要だと。このようなことを、何年か越しには、この面積ですとこのぐらいかかりますよぐらいの、造るときには試算をしておかないと、補助金があるからいいもの造りましたよと。後で、いや莫大なお金、管理料がかかって維持するのが困難にならないようなことは計画されていたかどうか。

先ほどの答弁では全然もう造ればいいみたいな形であって、これからの維持のほうの説明が全然ないんですけれども、分かる範囲でお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 大変失礼しました。

管理について、安全面でございますが、やはり議員おただしのとおり、出入り等々もでございます。ということで、一応グラウンド周りにつきましてはネットフェンス、1メートル20センチメートルのフェンスで囲って、管理のときに入出入りするゲート等は設けておりますが、基本的にそこは出入りできない部分になってございます。グラウンドを利用する方につきましては、この図面でいいますと左手、北側の駐車場から入っていただいて、ここに階段ございますがこっちから下りていただいてグラウンド入っていただくということで、利用していただく方は必ず駐車場から入っていただくというようなことで管理をしていきたいというところで考えてございます。

また、将来的な維持管理で設備の部分でということになりますと、やはりゴムチップ舗装、こちらについては耐久性もありますので、恐らく何年か先には貼り替えるというところが出てくるかなと思っております。ということで、全体的だというよりは本当に走る部分、ランニングコースの部分だけを今回ゴムチップ舗装として採用させていただいたところでございます。おただしのとおり、何年か後には入替え、舗装し直しということが出てくるということは想定させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） では、ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第85号 工事請負契約の締結について（運動公園グラウンド整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第86号 工事請負契約の締結について（運動公園照明整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第86号 工事請負契約の締結について（運動公園照明整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第87号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 何点かお尋ねします。

資料2番から、実施要領、（3）の審査スケジュールにおいて、実施要領等の公表、配付となっておりますが、これは何件ぐらいに、何者ぐらいに配付、それを送ったのか伺います。

併せまして、参加証明書の提出において、何者ぐらいから応札があった、応札か応募があったのか、それを伺いたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 配布、それから提出、いずれも1者でございました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 15番です。

まず、契約の方法が随意契約ということで、事業者選定が公募型プロポーザル・デザインビルド方式ということで、入札では金額、あとプロポにすると提案のほうが優先されるということは理解しておりますが、今回、増築に関して、新築ならまだプロポも考えられる話なんですけど、増築ということで、先ほど上程の際、何点かプロポにした理由についてはお伺いしましたが、もう一度詳細になぜプロポにしたのかということをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問のプロポーザル・デザインを採用したメリット、理由でございますけれども、まず、今回建築する施設については、規模であったり、仕様については特別な内容ではございませんが、来年度には入園希望者が定員をオーバーしてしまうおそれがあるということから、年度内に竣工しなければならないという工期的な部分についての課題がまず1つございました。

また、こども園を運営しながら近接において本工事を行うということがありますので、より安全性、静音性、防じん性に配慮した工事が求められるということがございました。

以上のことから、設計段階から資材調達や工事の準備が可能である設計施工一括方式、デザインビルド方式によりまして工期が短縮できないかというのが1つ。また、安全性、静音性などに配慮する工事方法を事業者から提案を受けることができるプロポーザル方式、こちらのほうを採用が有効ではないかということで、今回はプロポーザル・デザインビルド方式により業者選定を行わせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 議案資料の2ですか、で、1者から提出があったということで、裏面、裏面ですけれども、評価点が164点中114.69ということで、約70%であったと計算できます。ただ、提案者がいないものですから、この70%というのが果たしてどうなのかというような疑問があります。一般的にこの評価点70%、評価点全体の70%というのはどういうような位置を占めるのかと。どういう

位置なのかということでお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 今回につきましては、1者からのご提案と
いうことでした。

また、こちら審査要領、事前に作成しておりました、その中では
1次審査につきましてはの最低評価点が定めておりました。1次審査
が124点満点、2次審査40点を抜いた124点が1次審査の満点なんで
すけれども、そのうちの6割である75点以上でないと2次審査に進
めない。要は6割取れば技術的、提案的に十分であろうというのが
ほかのプロポーザルの事例等も参考にしながら6割という設定を
させていただいたところでございます。

当該事業者は1次審査では124点中90.44ということで7割3分ほ
どの点数を取ってございますので、提案内容は施工性十分に認めら
れるというような判断させていただきました。

また、1者ということで、その評価ができないんじゃないかとい
うことでございます。ということで、審査的には1者からであった
ので、優劣というよりは提案の内容がまさに町で求めているものに
合っているか、またそれが実効性が担保できるのかという点を中心
に審査をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 提出の資料のプロポーザルの提案図を見てち
よっと質問させていただきます。

提案の平面図と、既存の建物の間の渡り廊下であります。先ほど、
プロポーザルの内容では防音、いろいろ園児がいるときの工事なの
でということでありました。それで別棟に建てるので、こういうよ
うな発想があれば、町内の業者でもすぐできたのかななんて簡単
には思うのですが、以前の説明のときには何かくっついて、既存の
もう少し渡り廊下じゃなくて、ついていて増築なのかななんてちよ
っと思っていたのですが、今、天候不順が相次いでいて、強風、も
しくは大雨等々が多いときになっていて、この図面の渡り廊下です
とちよっと行き来する職員さん、もしくは園児の方に何かのときに
事故等が発生しないのかななんてちよっと思ったんですけれども、
これで決まりかどうかちよっと分かりませんが、ちよっとこの
渡り廊下はうまくないんじゃないかななんて思うんですが、その
辺どのような考えで、この図面のとおりなのかどうか、お伺いしま
す。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えします。

まず、別棟にしている部分につきましては、建築構造が違うので防火管理上くっつけてなかなか増築できないということで、こういった渡り廊下でのつなぎという形になってございます。

議員、おただしのように、やはりこの廊下、渡り廊下の部分が安全性とかそういった部分がというお話がやはり審査委員会の中でも審査委員のほうから出て、ヒアリングの際にやはり業者のほうと話をさせていただきました。あくまで、今回提案ということでございますので、これから保育所の先生等、利用する先生方のご意見を頂戴しながらも、やはりこれについては園児の安全性も考えて、ぜひとも壁を造ったりそういったことをしていただけないかということは今後協議させていただこうと、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園増築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第88号 工事請負契約の変更について（浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番。

工期1か月の延長の請負契約の変更。変更内容は令和3年2月13日に発生した福島県沖地震、強風に対する安全確保のための作業中断が度々発生のための工期延長とありますが、福島県沖地震強風で

どのような被害を受けられたのか、説明をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

地震に関しましては、詳細な工程を組んでおりましたので、その全体的な点検もございまして、再度工程を組み直すことによって、大きな被害はございませんでしたが、工程の影響が大きかったと。

それから、風に関しましては、10メートル以上になるとクレーン作業などがもう中止しなくてはならないと、もうそういうことで決まっておりますので、具体的な被害というところではございませんでしたが、どうしても基準に基づいて工事を停止するとなると影響が出てくるということですので、それが主な影響でした。

なので、施設に対する被害というものは、大きなものはございませんでした。ただ、一部、ひびが入ったとか、周りのコンクリート製品にひびが入ったとかそういうところがございましたので、再度竣工前に点検はしっかりしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番。

9月、当初の9月15日までの工期でした。9月になればこの刈取り、乾燥が始まるわけでありますので、当初の9月15日の契約でもいっぱいいっぱいだったというふうなことでありました。1か月のこの延長、工期延長というふうなことになるれば、乾燥を予定されていた方は大変な迷惑と思いますが、当初予約されていたこの件数、面積をお伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

県の普及所によりますと、まず「天のつぶ」に関しましては9月下旬、9月25前後ぐらいからの刈取りであると聞いておりますので、今回の工期延長によって影響が出る方がいると想定されております。

ご質問の面積と件数でございまして、棚塩カントリーエレベーターに入れる予定であった営農者に関しましては3件でございまして、面積でいいますと57.7ヘクタールということでございます。

こちらですけれども、一方、苧宿カントリーエレベーター、乾燥調製貯蔵施設、いわゆるカントリーエレベーターですけれども、こちら地震の影響は多少ございましたが、何とか工期、工程の回復に努めていただきまして、こちらは工期どおりの完成を予定してございます。

そして、運転調整を経て、9月下旬には運用してまいりたいと思

いますので、そちらで8ピン、丸ピンが8ピンあるうち、1ピン加工いたしましたして、当面は棚塩カントリーエレベーターに入れる予定であったものをこちらで入れられるよう調整してまいりますので、営農される方にご迷惑をおかけしますけれども、その説明に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番。

工期延長というふうなのは、やはり受注者の信用ばかりでなくて、町の信用にも関わることというふうに思います。今後の工期延長を守れるようにするにはどうしたらいいかというふうな対応をお伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

これまでも定例会、各定例会に私も出席して工程の確保に努めてきたところですが、今回、こういったことになりましたが、今回、工期延長を1か月いただいてということで、それをしっかり守るように工程会議の中で意識共有を徹底してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号 工事請負契約の変更について（浪江町ラック式乾燥調製貯蔵施設建築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回浪江町議会臨時会を閉会します。

(午前 10 時 59 分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 佐々木 茂

署名議員 高 野 武

署名議員 渡 邊 泰 彦